別記１

**派遣研修先等認定基準（要領第５の５号に該当するもの）**

第１　基本方針

研修機関等は、派遣研修先等としての妥当性を審査するとともに、事業内容の取り組みを相互に確認する。

第２　認定基準

（１）審査方法

　・研修機関等は、以下の項目より審査・評価を行い県に意見書を添えて提出する。

　・県は、提出された判定表に基づき認定の可否を決定する。

（２）判定表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査の視点 | 評価  （○or×） | 理由（具体的な内容） |
| 指導品目 | 地域の基幹品目か |  |  |
| 栽培面積（研修面積） | 研修に十分な面積か |  |  |
| 販売額 | 地域の平均以上か |  | （地域平均）  （申請者） |
| 栽培収量 | 反当たり、地域の平均以上か |  | （地域平均）  （申請者） |
| 栽培品質 | Ａ品の割合など |  |  |
| 税申告 | 青色申告か |  |  |
| 経理 | 複式簿記記帳か |  |  |
| 研修生の受入実績 | 実績は |  |  |
| 就農支援の実績は |  |  |
| 研修生の条件 | 雇用契約はないか※ |  |  |
| 共済保険に加入するか |  |  |
| 就農に向けた支援体制※ | 支援体制は適当か |  |  |
| 地域活動に積極的に参画しているか |  |  |
| 地域情報の提供や仲介など就農に向けた支援活動が実施できるか |  |  |
| その他参考事項 | 生産部会等への加入状況 |  |  |

※の項目の評価は○でなければならない（雇用就農資金の研修生を受け入れる場合を除く）。

その他の項目の評価は概ね○でなければならない。

○研修機関等としての意見（評価に対する補足説明）

|  |
| --- |
| 以下を参考にご記入下さい。  　・認定申請する背景や理由、　・研修技術レベルや指導体制、　・研修品目と就農予定品目との整合性、  　・技術習得ができる研修カリキュラム、　・就農に向けた支援内容　　　　　等 |

別記２

**派遣研修先等認定基準（要領第５の５号に該当するもの：畜産農家用）**

第１　基本方針

研修機関等は、派遣研修先等としての妥当性を審査するとともに、事業内容の取り組みを相互に確認する。

第２　認定基準

（１）審査方法

　・研修機関等は、以下の項目より審査・評価を行い県に意見書を添えて提出する。

　・県は、提出された判定表に基づき認定の可否を決定する。

（２）判定表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査の視点 | 評価  （○or×） | 理由（具体的な内容） |
| 指導畜種 | 県で主要な畜産か |  |  |
| 経営面積（研修面積） | 家畜飼養頭数及び採草地等の面積が研修に十分な面積か |  |  |
| 販売額 | 一頭あたり県平均以上か |  | （県平均）  （申請者） |
| 生産量 | 一頭あたり県平均以上か |  | （県平均）  （申請者） |
| 生産品質 | 枝肉格付や繁殖成績等畜種に応じた指標が県平均以上か |  | （県平均）  （申請者） |
| 税申告 | 青色申告か |  |  |
| 経理 | 複式簿記記帳か |  |  |
| 研修生の受入実績 | 実績は |  |  |
| 就農支援の実績は |  |  |
| 研修生の条件 | 雇用契約はないか※ |  |  |
| 共済保険に加入するか |  |  |
| 就農に向けた支援体制※ | 支援体制は適当か |  |  |
| 地域活動に積極的に参画しているか |  |  |
| 地域情報の提供や仲介など就農に向けた支援活動が実施できるか |  |  |
| その他参考事項 | 生産部会等への加入状況 |  |  |

|  |
| --- |
| 以下を参考にご記入下さい。  　・認定申請する背景や理由、 ・研修技術レベルや指導体制、　・研修品目と就農予定品目との整合性、  　・技術習得ができる研修カリキュラム、　・就農に向けた支援内容　　　　　等 |

※の項目の評価は○でなければならない（雇用就農資金の研修生を受け入れる場合を除く）。

その他の項目の評価は概ね○でなければならない。

○研修機関等としての意見（評価に対する補足説明）

別記３

**派遣研修先等認定基準（要領第５の６号に該当するもの：市町村公社等）**

第１　基本方針

研修機関等は、派遣研修先等としての妥当性を審査するとともに、事業内容の取り組みを相互に確認する。

第２　認定基準

（１）審査方法

　・研修機関等は、以下の項目より審査・評価を行い県に意見書を添えて提出する。

　・県は、提出された判定表に基づき認定の可否を決定する。

（２）判定表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査の視点 | 評価  （○or×） | 理由（具体的な内容） |
| 研修施設の状況 | 十分な面積・設備があるか |  |  |
| 指導員の技術レベル※ | 優れているか |  |  |
| 指導員の指導経験年数  又は営農年数※ | 十分な指導ができるか |  |  |
| 指導品目 | 地域の基幹品目か |  |  |
| 研修生の受入実績 | 実績は |  |  |
| 就農支援の実績は |  |  |
| 自社業務と研修の区別※ | 研修生を労働力として扱わない |  |  |
| 研修生の条件 | 雇用契約はないか※ |  |  |
| 共済保険に加入するか |  |  |
| 就農に向けた支援体制※ | 支援体制は適当か |  |  |
| 地域活動に積極的に参画しているか |  |  |
| 地域情報の提供や仲介など就農に向けた支援活動が実施できるか |  |  |

※の項目の評価は○でなければならない（雇用就農資金の研修生を受け入れる場合を除く）。

その他の項目の評価は概ね○でなければならない。

○研修機関等としての意見（評価に対する補足説明）

|  |
| --- |
| 以下を参考にご記入下さい。  　・認定申請する背景や理由  　・研修技術レベルや指導体制  　・研修品目と就農予定品目との整合性  　・技術習得ができる研修カリキュラム  　・就農に向けた支援内容　　　　　等 |

別記４

**派遣研修先等認定基準（要領第５の６号に該当するもの：ＪＡ生産部会・集落営農法人）**

第１　基本方針

研修機関等は、派遣研修先等としての妥当性を審査するとともに、事業内容の取り組みを相互に確認する。

第２　認定基準

（１）審査方法

　・研修機関等は、以下の項目より審査・評価を行い県に意見書を添えて提出する。

　・県は、提出された判定表に基づき認定の可否を決定する。

（２）判定表（番号1～4はＪＡ生産部会、集落営農法人について、番号5～16は指導農家毎について判定）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 審査項目 | 審査の視点 | 評価  （○or×） | 理由（具体的な内容） |
| １ | 就農に向けた支援体制※ | 支援体制は適当か |  |  |
| ２ | 地域活動に積極的に参画しているか |  |  |
| ３ | 地域情報の提供や仲介など就農に向けた支援活動が実施できるか |  |  |
| ４ | 会計処理※ | 経理担当者がいて、適正な会計処理ができるか |  |  |
| ５ | 指導品目 | 地域の基幹品目か |  |  |
| ６ | 指導品目の栽培面積（研修面積） | 研修に十分な面積か |  |  |
| ７ | 指導品目の販売額 | 地域の平均以上か |  | （地域平均）  （申請者） |
| ８ | 指導品目の栽培収量・品質 | 反当たり収量やＡ品率は、地域の平均以上か |  | （地域平均）  （申請者） |
| ９ | 指導品目の栽培年数※ | 十分な指導ができるか |  |  |
| 10 | 税申告 | 青色申告か |  |  |
| 11 | 経理 | 複式簿記記帳か |  |  |
| 12 | 研修生の受入実績 | 実績は |  |  |
| 13 | 就農支援の実績は |  |  |
| 14 | 研修生の条件 | 雇用契約はないか※ |  |  |
| 15 | 共済保険に加入するか |  |  |
| 16 | その他参考事項 | ＪＡ生産部会、集落営農法人での活動状況は |  |  |

※の項目の評価は○でなければならない（雇用就農資金の研修生を受け入れる場合を除く）。

その他の項目の評価は概ね○でなければならない。

○研修機関等としての意見（評価に対する補足説明）

|  |
| --- |
| 以下を参考にご記入下さい。  　・認定申請する背景や理由、　・研修技術レベルや指導体制、　・研修品目と就農予定品目との整合性、  　・技術習得ができる研修カリキュラム、　・就農に向けた支援内容　　　　　等 |